

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 実現のために

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 



仕事と生活の調和推進プロジェクト

詳しくはこちらへ

[労働時間等見直しガイドライン](#)

[検索](#)

熊本県最低賃金

必ずチェック 最低賃金

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

使用者も、労働者も。

熊本県(地域別)最低賃金

630円

時間額

平成21年10月18日から

ウェブで最低賃金がチェックできます。

[最低賃金制度](#)

[検索](#)

産業別最低賃金

紡績業、ねん糸製造業、
織物業、靴下製造業

日額 **5,176円**

時間額 **647円**

平成12年12月25日から

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額

696円

平成21年12月15日から

自動車・同附属品製造業、
船舶製造・修理業、
船用機関製造業

時間額

746円

平成21年12月15日から

百貨店、
総合スーパー

時間額

695円

平成21年12月15日から

《仕事と生活の調和推進に関するお問い合わせは》

熊本労働局労働基準部監督課 TEL.096-355-3181

「仕事と生活の調和推進ポータルサイト」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/>

《最低賃金に関するお問い合わせは》

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL.096-355-3202 FAX.096-353-6621


各労働基準監督署

●熊本 TEL.096-362-7100
●八代 TEL.0965-32-3151
●五名 TEL.0968-73-4411
●人吉 TEL.0966-22-5151

●天草 TEL.0969-23-2266
●菊池 TEL.0968-25-3136

最低賃金に関する
特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

熊本県地域別最低賃金及び熊本県産業別最低賃金の改正について

最低賃金には、県内の全ての労働者に適用される熊本県地域別最低賃金と、県内の特定の産業に従事する基幹的労働者に適用される熊本県産業別最低賃金の二つがあります。

これらの最低賃金は、臨時・パートタイム労働者、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

熊本県地域別最低賃金は平成21年10月18日から改正され、時間額が630円です。

また、熊本県産業別最低賃金は平成21年12月15日から次のように改正されました。

①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、時間額が696円、②自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金は、時間額が746円、③百貨店、総合スーパー最低賃金は、時間額が695円です。

なお、紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業最低賃金は、引き続き、月額が5,176円、時間額が647円です。

産業別最低賃金が定められている産業でも、18歳未満又は65歳以上の方、清掃又は片付けの業務に主として従事する方は産業別最低賃金の適用を除きます。

最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、及び賞与等は含まれません。

そのほか、詳しいことは熊本労働局労働基準部賃金室（電話096-355-3202）又はお近くの労働基準監督署へお尋ねください。

（本年度のキャッチフレーズ）

「必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。」